

緊急事態宣言の再発令に伴う

経済産業省の支援措置について

経済産業省では、緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受けた事業者に対する支援を行います。本稿では、中小事業者に関する支援措置を抜粋して紹介します。

※今回紹介した各種支援措置は本稿作成時点の情報を取りまとめたものです。制度の要件等については変更される場合もありますので、最新の情報確認をお願いします。

中小事業者に対する支援(補助金)

※3月より公募開始予定

企業の思い切った事業再構築を支援(中小企業等事業再構築促進事業)

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組み、事業再編又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業	通常枠	補助額	100万円～6,000万円	補助率	2/3
	卒業枠	補助額	6,000万円超～1億円	補助率	2/3
<small>※卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。 ※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。</small>					
中堅企業	通常枠	補助額	100万円～8,000万円	補助率	1/2 (4,000万円超は1/3)
	グローバルV字回復枠注	補助額	8,000万円超～1億円	補助率	1/2
<small>注)グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。 ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。 ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。 ③グローバル展開を果たす事業であること。</small>					

《緊急事態宣言特別枠》

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数 5人以下	100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数 6～20人	100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数 21人以上	100万円～1,500万円		

中小事業者に対する支援(資金繰り支援)

日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化等

○政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに230万件、43兆円を超える融資・保証を実施。これまでの実績も踏まえて、3次補正予算において追加で総額29兆円規模(予算額3兆2,049億円)の融資・保証枠を確保。

○政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる上限額を引き上げ。
※日本公庫は1月22日、商工中金は2月1日から運用開始。民間は自治体により異なるが、大半が運用開始済。

日本公庫(中小)	商工中金	日本公庫(国民)	民間(信用保証)
2億円→3億円	2億円→3億円	4,000万円→6,000万円	4,000万円→6,000万円

○迅速な資金繰り支援を行うために1月22日より実施している、日本政策金融公庫等における実質無利子・無担保融資等における、「直近1ヶ月」の売上減少^(※)要件を、「直近2週間以上」での比較も可とする運用を3月末まで継続。

(※)個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。

○さらに、改めて、関係省庁より、政府系・民間の金融機関に対して、中堅企業への資金繰り支援も含め、一定期間の返済猶予や最大限柔軟な対応などを要請する予定。

中小事業者に対する支援(一時金)

売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者。

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、
①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
または、
②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)
により、本年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年比(or対前々年比)▲50%以上減少していること。

支給額

法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給。
※算出方法：前年(or前々年)1月から3月の事業収入
－(前年(or前々年)同月比▲50%以上の月の事業収入×3)

申請方法

申請方法等の詳細は、決まり次第、経済産業省ホームページ等でお知らせします。
(3月上旬に、電子申請での受付開始予定)